

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の 施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の概要

I 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正

1. ライツ・オファリングに係る制度整備

新株予約権証券に準ずる有価証券として新株予約権付社債券及び新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有する外国証券を、新株予約権に準ずる権利として新株予約権の性質を有する外国の権利を定める（第 14 条の 2）。

2. 適格投資家向け投資運用業に係る規制緩和

金融商品取引業から除かれるものとして運用権限の全部を委託する場合における出資契約等の内容のうち、運用権限の全部の委託を受ける金融商品取引業者等の商号等の記載について、当該金融商品取引業者等が適格投資家向け投資運用業を行う者である場合にはその旨を記載することを追加する（第 16 条）。

II 企業内容等の開示に関する内閣府令、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正

1. 英文開示の範囲拡大

（1）有価証券届出書の英文開示

- ① 届出書提出外国会社（届出書提出外国者を含む。以下同じ。）が有価証券届出書に代えて外国会社届出書（外国者届出書を含む。以下同じ。）を提出することができる要件として、届出書提出外国会社が外国会社届出書を提出することを、用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合を定める（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」という。）第 9 条の 6、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（以下「外国債等開示府令」という。）第 6 条の 4、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下「特定有価開示府令」という。）第 11 条の 4）。
- ② 外国会社届出書を提出しようとする届出書提出外国会社は、法第 5 条第 6 項第 1 号に掲げる書類並びに同項第 2 号に掲げる書類及びその補足書類（要約の日本語による翻訳文、有価証券届出書に記載すべき事項のうち外国会社届出書に記載されていない事項を記載した書類等）をそれぞれ 3 通関東財務局長に提出しなければならない旨を定める（開示府令第 9 条の 7 第 1 項、第七号の五様式、外国債等開示府令第 6 条の 5 第 1 項、第二号の四様式、特定有価開示府令第 11 条の 5 第 1 項、第四号の二の二様式、第四号の四の三様式、第五号の三の四様式、第五号の五の二様式、第六号の二の二様式、第六号の四の二様式、第六号の六の二様式）。
- ③ 外国会社届出書の補足書類について、次のとおり規定する。

イ 外国会社届出書の記載事項のうち、要約の日本語による翻訳文とすべき項目として、以下の項目を定める。

(イ)「主要な経営指標等の推移」、「事業の内容」、「事業等のリスク」及び「公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める事項」(開示府令第9条の7第2項)

(ロ)「募集(売出)債券の状況」、「業務の概況」、「経理の状況」及び「公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める事項」(外国債等開示府令第6条の5第2項)

(ハ)「ファンドの仕組み」、「投資方針」、「投資リスク」、「手数料等及び税金」、「運用状況」及び「公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める事項」(特定有価開示府令第11条の5第2項)

(注)「要約の日本語による翻訳文」の作成要領(雛型)については、今後、東京証券取引所及び日本証券業協会において検討が行われ、作成される予定である。

ロ 有価証券届出書に記載すべき事項のうち外国会社届出書に記載されていない事項(上記イに該当する事項に限る。)を日本語又は英語(英語により記載した場合は、要約の日本語による翻訳文を添付)により記載することを定める(開示府令第9条の7第3項、外国債等開示府令第6条の5第3項、特定有価開示府令第11条の5第3項)。

ハ 有価証券届出書に記載すべき事項のうち外国会社届出書に記載されていない事項(上記イに定める事項を除く。)を日本語又は英語により記載したもの、有価証券届出書(「発行者情報」部分)と外国会社届出書の記載事項との対照表を定める(開示府令第9条の7第4項、外国債等開示府令第6条の5第4項、特定有価開示府令第11条の5第4項)。

④ 外国会社届出書の添付書類として、有価証券の発行についての取締役会の決議又は株主総会の決議の議事録に類する書類等を定める(開示府令第10条、外国債等開示府令第7条、特定有価開示府令第12条)。

⑤ 外国会社届出書の訂正届出書の提出要件等について、外国会社届出書と同様の規定を整備する(開示府令第11条の2、第11条の3、外国債等開示府令第8条の2、第8条の3、特定有価開示府令第13条の2、第13条の3)。

⑥ 組込方式・参照方式の有価証券届出書及び発行登録書の参照書類として、外国会社報告書(外国者報告書を含む。以下同じ。)等を利用することを可能とする(開示府令第9条の3、第七号の二様式、第七号の三様式、第十四号様式、第十四号の四様式、第十五号様式、外国債等開示府令第6条の2、第二号の二様式、第二号の三様式、第六号様式、第九号様式、特定有価開示府令第11条の2、第11条の3、第四号の四の二様式、第五号様式、第五号の三の二様式、第五号の三の三様式、第十六号様式、第十六号の二様式、第十六号の三様式、第二十二号様式、第二十二号の二様式)。

(2) 目論見書の英文開示

外国会社届出書を提出した場合の目論見書の記載内容について、外国会社届出書及びその補足書類の記載事項のうち、以下に掲げる事項に相当する事項を定める。

- イ 開示府令第七号様式の有価証券届出書の第一部から第三部まで（開示府令第 12 条）
- ロ 外国債等開示府令第二号様式の有価証券届出書の第一部及び第二部（外国債等開示府令第 9 条）

ハ 外国特定有価証券の区分に応じ、有価証券届出書を提出した場合に作成する目論見書の記載事項（特定有価開示府令第 15 条、第 16 条）

（3）有価証券報告書等の英文開示

外国会社報告書、四半期報告書等の外国会社が提出する継続開示書類の補足書類の内容について、外国会社届出書と同様の観点から規定の整備を行う（開示府令第 17 条の 3、第 17 条の 17、第 18 条の 3 等、外国債等開示府令第 14 条の 3、第 15 条の 3、特定有価開示府令第 27 条の 3、第 28 条の 3）。

（注） 改正後の外国会社報告書等の補足書類については、施行日（平成 24 年 4 月 1 日）以後に提出される外国会社報告書等から適用することができる。

（4）臨時報告書の英文開示

外国会社臨時報告書（外国者臨時報告書を含む。）の提出要件として、臨時報告書を提出する理由が日本語で記載されていることその他金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合を定める（開示府令第 19 条の 2 の 2、第十号の二様式、外国債等開示府令第 16 条の 2、特定有価開示府令第 29 条の 2）。

2. ライツ・オファリングに係る制度整備

- （1）引受証券会社が取得した新株予約権を行使することにより取得した株券等の売出しを行う場合、有価証券通知書の提出及び目論見書の作成・交付を行う必要がある旨の明確化を図る観点から、規定の整備を行う（開示府令第 4 条第 4 項第 5 号及び第 11 条の 4 第 2 号ホ）。
- （2）株主全員に対する目論見書の作成・交付義務免除の要件として日刊新聞紙に掲載する事項を定める（開示府令第 11 条の 5）。
- （3）新株予約権証券に準ずる有価証券として新株予約権付社債券及び新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有する外国証券を、新株予約権に準ずる権利として新株予約権の性質を有する外国の権利を定める（開示府令第 14 条の 2 の 2）。
- （4）有価証券届出書にライツ・オファリングの場合における新株予約権証券の引受けに関する記載事項を定める（開示府令第二号様式、第二号の五様式、第七号様式）。

3. 発行登録追補目論見書の交付義務の免除

発行登録書、その訂正発行登録書及びその発行登録追補書類に記載すべき事項（「発行価格等」を除く。）並びに「発行価格等を公表する旨及びその公表の方法」を記載した書類を交付すること等により、発行登録追補書類目論見書の交付義務が免除される場合について、次のように規定する。

- （1）「発行価格等」の内容について、有価証券の種類ごとに発行価格、利率、資本組入額等を定める（開示府令第 9 条、外国債等開示府令第 6 条、特定有価開示府令第 11 条）。

- (2) 「発行価格等の公表の方法」について、日刊新聞紙及び発行者のウェブサイトへの掲載等を定める（開示府令第 14 条の 2、外国債等開示府令第 11 条の 2、特定有価開示府令第 17 条）。

Ⅲ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正

- (1) ライツ・オファリングにおいて、一定の要件を満たす新株予約権について、その割当て時ではなく行使時に公開買付規制・大量報告保有規制を適用するよう、所要の規定の整備を行う（他社株府令第 2 条の 2 の 2、第 8 条第 3 項第 1 号、大量保有府令第 5 条第 1 項第 1 号）。
- (2) ライツ・オファリングにおいて、引受証券会社が取得する未行使分の新株予約権については、新株予約権の取得日から一定の期間は株券等所有（保有）割合の対象から除外する（他社株府令第 7 条第 1 項第 2 号、大量保有府令第 4 条第 2 号）。
- (3) 発行会社が一定の要件を満たす特別関係者等へ新株予約権等を譲渡する場合、公開買付規制を適用するよう、所要の規定の整備を行う（他社株府令第 2 条の 3 第 1 項、第 2 条の 4 第 2 項、第 3 条第 1 項）。
- (4) ライツ・オファリングにおいて、引受証券会社が引き受けた募残を売出し等の方法により譲渡することが、短期大量譲渡に該当する場合における大量保有報告書の記載事項の簡素化を図るための、所要の規定の整備を行う（大量保有府令第二号様式）。

Ⅳ 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令

電子開示システム届出書に添付する定款等の書類について、外国会社（者）届出書及び外国会社（者）報告書を提出しようとする外国会社（者）が提出する場合は、日本語による翻訳文を不要とする（第 2 条）。

Ⅴ 証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令の一部改正

新株予約権証券に準ずる有価証券として新株予約権付社債券及び新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有する外国証券を、新株予約権に準ずる権利として新株予約権の性質を有する外国の権利を定める（第 10 条の 2）。

Ⅵ 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正

1. ライツ・オファリングに係る制度整備

- (1) 新株予約権証券に準ずる有価証券として新株予約権付社債券及び新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有する外国証券を、新株予約権に準ずる権利として新株予約権の性質を有する外国の権利を定める等、有価証券の引受けに関する規定の整備を行う（第 4 条、第 4 条の 2、第 16 条、第 117 条第 1 項第 31 号、第 130 条、第 147 条、第 150 条、第 153 条、第 154 条、第 275 条第 1 項第 27 号）。

- (2) コミットメントを行う証券会社による新株予約権の行使勧誘に係る行為規制として、虚偽告知の禁止及び断定的判断の提供の禁止を定める（第 117 条第 1 項第 33 号）。

2. 適格投資家向け投資運用業に係る規制緩和

- (1) 業務の内容及び方法を記載した書類の記載事項について、第二種金融商品取引業とみなされる私募の取扱いに係る業務を行う場合や適格投資家向け投資運用業を行う場合にはその旨を記載することを追加する（第 8 条）。
- (2) 第二種金融商品取引業とみなされる私募の取扱いに係る有価証券の取得勧誘における譲渡に係る契約の内容として、当該有価証券を適格投資家以外の者に譲渡しないこと等を規定する（第 16 条の 2）。
- (3) 適格投資家の範囲のうち特定投資家に準ずる者として、有価証券等の金融資産の保有額が 3 億円以上と見込まれる個人又は法人等を規定する（第 16 条の 3）。
- (4) 適格投資家から除かれる者として、その発行する株券等を適格投資家以外の者が取得している特別目的会社を規定する（第 16 条の 4）。
- (5) 集団投資スキーム持分等の売買その他の取引等に係る契約締結前交付書面等の記載事項について、当該集団投資スキーム等に係る財産の運用を行う者が適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者である場合にはその旨を記載することを追加する（第 84 条、第 87 条、第 96 条、第 107 条）。
- (6) 適格投資家以外の者が顧客となることを防止するための必要かつ適切な措置として、顧客の投資家属性の確認等の方法を講じることを規定する（第 123 条）。
- (7) 投資運用業を行う金融商品取引業者等が運用権限を委託する場合における投資一任契約等の内容のうち、運用権限の委託先の商号等の記載について、当該委託先が適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者である場合にはその旨を記載することを追加する（第 131 条）。

3. 投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充

金融機関による投資助言・代理業の登録の申請に係る使用人から、営業所の業務を統括する者等を除外する（第 44 条第 1 号）。

4. 株式等のブロックトレードの円滑化

- (1) 証券会社が仲介のために行う 5 %以上の買付けについて、仲介目的であることを担保し、転売できないリスクがあることを周知するため、証券会社に、仲介目的の買付けであることを売主と約すること、及び買付け後直ちに仲介目的の買付けを行ったことを公表することを義務付ける（第 123 条第 1 項第 27 号）。
- (2) 「法人関係情報」から、公開買付け等事実に係る軽微基準に該当するものを除外する（第 1 条第 4 項第 14 号）。

5. 適格機関投資家等特例業務に係る届出記載事項の追加等について

- (1) 金融商品取引業者等以外の者による適格機関投資家等特例業務に係る届出書等の添付書類として、届出者の登記事項証明書等を追加する（第 236 条、第 239 条）。
- (2) 適格機関投資家等特例業務に係る届出記載事項に、適格機関投資家の名称等を追加する（第 238 条、第 244 条）。
- (3) 金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に係る変更届出に関する規定の整備を行う（第 244 条の 2）。

6. その他

金融商品取引業者等に係る登録申請書の記載事項に、本店等の名称及び所在地を追加する（第 7 条、第 44 条、第 258 条）。

VII 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正

1. ライツ・オファリングに係る制度整備

- (1) 新株予約権無償割当てを行う場合におけるインサイダー取引規制の軽微基準として、新株予約権の行使時の払込金額の総額が 1 億円未満と見込まれること、かつ、1 株に対し割り当てる新株予約権の目的である株式の数の割合が 0.1 未満であることを定める（第 49 条）。
- (2) インサイダー取引規制の適用除外として、発行会社が、重要事実を知る前に決定した計画・期日等に基づいて、未行使分の新株予約権を取得条項により取得する場合及び取得した新株予約権を引受証券会社に売却する場合を定める（第 59 条、第 63 条）。

2. 株式等のブロックトレードの円滑化

証券会社が仲介のために行う 5% 以上の買付けを、インサイダー取引規制の対象となる「買集め行為」から除外するよう、公開買付け等事実に係る軽微基準に関する規定の整備を行う（第 62 条）。

VIII 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則及び財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正

英文開示の範囲拡大に伴う規定の整備を行う。

IX 銀行法施行規則の一部改正

1. ファイナンス・リース取引の要件

- (1) 中途解約禁止に準ずるものとして、中途解約をする際に、未経過期間に係るリース料相当額をおおむね全額支払う場合を定める。

- (2) 付随費用として、法律で定める保険料、固定資産税のほか、利子・手数料（リース物件の維持・管理費用等）を追加で定める。

(第 13 条の 2 の 4)

2. 大口信用供与等規制

銀行本体にファイナンス・リース取引を解禁することに伴い、銀行本体及び子会社等が行うファイナンス・リース取引を大口信用供与等規制の対象とする（第 14 条）。

X 長期信用銀行法施行規則及び保険業法施行規則の一部改正

ファイナンス・リース取引の銀行本体解禁に係る銀行法施行規則の改正に準じて、所要の規定の整備を行う（長期信用銀行法施行規則第 4 条の 2 の 4、第 13 条、保険業法施行規則第 48 条の 3、第 52 条の 3 の 2、第 140 条の 3、第 142 条の 3 の 2）。

XI 信用金庫法施行規則、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正

ファイナンス・リース取引の銀行本体解禁に係る銀行法施行規則の改正に準じて、所要の規定の整備を行う。また、ファイナンス・リース取引を行うことができる会員に準ずる者を定める（信用金庫法施行規則第 50 条、第 53 条、第 114 条、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第 1 条の 2、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 51 条）。

XII 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正

1. 適格投資家向け投資運用業に係る規制緩和

投資信託約款等の記載事項について、当該投資信託等に係る財産の運用を行う者が適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者である場合にはその旨を記載することを追加する（第 7 条、第 78 条、第 105 条、第 136 条、第 151 条）。

2. ライツ・オファリングに係る制度整備

有価証券の引受けに関する規定の整備を行う（第 272 条、第 273 条）。